

令和2年度 児童クラブの入会申込みについて



児童クラブの対象と目的

- 児童クラブは、保護者が就労や疾病などにより家庭で保育できない場合、市内の小学校に通学、又は市内に在住する児童（1年生～6年生）を保育する施設です。
- 安全に充実して過ごせるよう、放課後児童支援員を中心に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目指しています。

このしおりには、以下のものが入っています

- 申込の前にご確認ください（両面）…………… 1枚
- 様式① 令和2年度児童クラブ入会申込書兼児童台帳 ……1枚
- 様式② 雇用証明書及び自営業確認書（両面）……………2枚
- 様式①の記入例及び児童クラブ一覧（両面）…………… 1枚
- 様式②の記入例（両面）…………… 1枚

※上記以外の保育を必要とする事由の証明書や入会申立書、減額免除申請書等の各種様式は、児童クラブ、次世代支援課及び市ホームページで配付しています。

周南市役所 次世代支援課 次世代支援担当
☎(0834)22-8457

1 入会要件

- ① **保護者及び同居する70歳未満の祖父母のいずれもについて**
【学期中（土曜含む）】放課後概ね2時間以上 かつ 月に15日以上保育できない。
【長期休業（春・夏・冬休み）】1日概ね4時間以上 かつ 月に15日以上保育できない。
※入会児童の兄弟や、祖父母以外の同居親族は、保護者でない場合、要件の対象外です。
 ※70歳以上の祖父母（入会期間中に70歳になる方を含む）は要件の対象外です。
 ※長期休業期間に限り、70歳未満の祖父母と同居していても申込できます。
- ② **入会期間が継続して1か月以上ある。**
※春休み・冬休みに限り、それぞれ全期間を入会する場合は申込できます。
- ③ **自主的に児童クラブに参加でき、集団生活ができる。**
※同じ教室で、異年齢かつ学校のクラスより多い人数で過ごします。児童クラブで対応できる範囲を超えた配慮を要する場合は入会できないこともありますので、申込前にご相談ください。
- ④ **児童クラブと保護者間で常に連絡がとれ、協力いただける。**
※体調不良やケガ、災害等の緊急時にお迎えをお願いすることもあります。
- ⑤ **児童クラブに関する保護者負担金の滞納や必要書類の未提出がない。**
※証明書の更新を怠る、退会手続をしない等、入会時に不適切なことがあり未解決の場合、入会できません。

2 申込先

利用を希望する児童クラブ（受付時間は「5 保育時間と閉所日」を参照）

※初めて入会する場合、保護者・児童・支援員で面談をします。

その際に申込書を受け付けますので、書類を準備して児童クラブにご連絡ください。

支所・総合支所・次世代支援課では受付できません。

3 受付期間と入会決定

利用希望期間	申込期間	決定時期
利用希望期間の初日が4/1～7/20に含まれる 例：通年、長期休業全て、長期休業以外全て等（例①～③）、R2春休み（R2.3/27～4/7）、4～7月等（例④）	1/4（土）～ <u>1/25（土）</u>	3月上旬（夏休み前まで分） 5月末（夏休み以降分）
利用希望期間の初日が7/21～R3.3/27に含まれる 例：夏休み（7/21～8/31）、冬休み（12/25～1/7）、R3春休み（R3.3/27～3.31）のみ、9～3月等（例⑤・⑥）	1/4（土）～ <u>4/25（土）</u>	夏休みに入会制限をする場合、対象者に2次申込（他クラブ希望か待機）のご案内をします。2次決定は6月末です
随時入会（クラブに空きがある場合のみ）	入会希望日の 10日前まで	申込後7～10日

※春休みは年度をまたぐため、各年度の申込が必要です（R2.3/27～3/31分は平成31年度様式で申込）

※期限を過ぎた申込は、原則として、期間内の申込に対する審査が全て終了後に取り扱います。

※クラブの状況により、希望期間に入会できないあるいは待機となる場合もあります。

※入会は低学年優先です。その他、世帯の状況を総合的に考慮し、市が定めた基準により決定します。

※急な転入や保護者の急病等、特別な事情がある場合は、クラブもしくは次世代支援課にご相談ください。

例	締切	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1
① 通年	1/25	◎		●									
② 春夏冬休のみ	1/25	◎		●									
③ 春夏冬休以外	1/25	◎		●									
④ ～夏前	1/25	◎											
⑤ 夏のみ	4/25			●									
⑥ 9月～	4/25			●									

間を空けて利用する場合も、申込はまとめて1度。

1月に申し込んだうち①～③のような場合、1度の申込に対し、入会の決定は2回（◎・●）に分かれる。

7/21 夏休み

※入会決定は2回… ◎ 夏休み前までの期間については3月、● 夏休み以降の期間については5～6月

入会審査に関する問い合わせ先：次世代支援課（TEL：0834-22-8457）

4 申込みに必要な書類

① 児童クラブ入会申込書兼児童台帳…様式①

② 保育を必要とする事由の証明書類（発行から3か月以内かつ入会希望期間についての証明）…下表のとおり

※様式は、児童クラブ・次世代支援課・市ホームページで配付しています。

※②は、きょうだいが同時入会する場合、1人が原本、2人目以降はコピー可です（コピーは提出前に準備すること）。

※②は、保護者及び70歳未満の同居祖父母の全員分必要です。なお、長期休業期間のみであれば70歳未満の同居祖父母については必須ではありませんが、入会制限を行う場合、70歳未満の同居祖父母の②の提出を受けていれば、優先順位付けの際に考慮します（要件ではないので、なくても申込できます）。

入会要件		必要書類	添付書類・注意事項
就 労	保育できない期間が連続1か月以上ある。 【学校の授業日】 放課後概ね2時間以上 かつ月に15日以上 【学校の休業日】 1日概ね4時間以上 かつ月に15日以上	雇用証明書 （自営業確認書） …様式②	<ul style="list-style-type: none"> 複数の就労先がある場合、原則、全ての就労先のものを出し提出すること。 雇用証明書だけでは要件を満たすと判断できない場合、最新の勤務実績書やシフト表、出勤表等を添付すること。 自営業の場合、対象者の記載がある書類（確定申告書の控え、営業許可書、個人事業の開業届出書等の写し）を添付すること（添付できない場合、地区民生委員の確認が必要）。 ※入会決定期間内に証明の期限が切れる場合、1か月以内に次の証明書を提出してください。
		教育訓練等受講に伴う児童クラブ入会申立書…様式③	要件を満たすと確認できる書類（日程表・時間割など）の写し及び在学証明書を添付すること。
親族の 看護等	※通年の場合、上記の両方を満たすこと	看護等申立書 …様式④	障害者手帳の写し等、看護される方の状況が分かる書類を添付すること。
保護者の 疾病・傷病	保育できない期間が連続1か月以上ある。	診断証明書 …様式⑤	要件を満たすことが分かるよう、医師の診断証明は所定の様式に受けてください。
出 産	新規 出産月を含む3か月以内（基準日は1日）。	出産に伴う児童クラブ入会申立書 …様式⑥	母子手帳の分娩（予定）日が確認できる箇所の写しを添付。 ※申立期間内に利用期間変更申請書と雇用証明書等（産休明けは勤務再開日を記載のこと）を提出すると、入会の継続を審査できます。
	継続 離職の場合離職の翌日から、産休がある場合分娩日から3か月以内。		
求職活動	離職日・卒業日の翌日から2か月以内に限る。	求職活動に伴う児童クラブ継続入会申立書…様式⑦	離職日・卒業日がわかる書類を添付。 ※申立期間内に利用期間変更申請書と雇用証明書を提出すると、入会の継続を審査できます。

※書類の証明者に内容確認をすることがありますが、ご了承ください。

【入会申立書(様式⑨)について】

雇用証明書・診断書など②のうち事業者等が証明する書類が申込に間に合わない場合等、証明書と同じ内容を申立書で提出することで、条件付きで入会決定を行うことができます。

- 入会申立書の様式は、児童クラブ・次世代支援課・市ホームページで配付します。
- 本来の証明書類が発行され次第、ご提出ください（遅くとも入会日から1か月以内）。
- 申立書と本来の証明書類の内容が異なる場合、入会決定または利用開始後でも、改めて再審査します。

5 保育時間と閉所日

保育時間	学校の授業日	放課後～午後6時（延長保育実施クラブ：午後7時）
	学校の休業日	午前8時～午後6時（延長保育実施クラブ：午後7時）
閉所日	<ul style="list-style-type: none"> ● 日曜日及び祝日 ● お盆休み（8月13日～16日） ● 年末年始（12月29日～翌年1月3日） 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 利用がない場合、土曜日は閉所することがあります。各クラブの利用方法をご確認ください。 ※ 災害等で児童に危険が及ぶと判断した時や、インフルエンザ等による学級（年）閉鎖等で、臨時閉所することがあります。

※延長の利用は「延長保育利用申込書（様式⑭）」、停止は「延長保育利用停止届出書（様式⑮）」が必要です。

6 保育料

児童クラブより集金袋をお渡ししますので、毎月、クラブへの現金でお支払いください。

保育料の額は下表のとおりです（長期休業のみ入会の場合は右表。春休みは令和2年度分のみ記載）。

利用月	月額保育料	長期休業のみ	保育料
5・6・9・10・11・2月	2,500円	春休み（R2.4/1～4/7）	1,200円
4・7・12・1・3月	3,000円	夏休み（7/21～8/31）	6,500円
8月	5,000円	冬休み（12/25～1/7）	1,600円
延長保育料：継続（月11日以上利用）1,300円/月 緊急（月10日以下利用）100円/日		春休み（R3.3/27～3/31）	900円
※上記は期間中の全額ですが、支払は月ごとです			

※入会期間中の欠席は、その日数に関わらず保育料をお支払いいただきます（退会や期間変更は手続が必要です）

※月の途中に入退会する場合、期間に応じて保育料を計算します（退会届を事前に提出していた場合に限る）。

※春休みと冬休みは、それぞれ全期間が入会期間です。原則、途中退会はありません。

【保育料以外の集金】

- ・ 運営費（おやつ代など）：1500円/月 ※別途、行事等で必要額を徴収することがあります
- ・ スポーツ安全保険料（ケガ等に対する補償）：800円/年 ※1回の申込で4～3月の1年間有効

7 保育料の減額・免除制度について

いずれも申請が必要です（様式⑧）。原則さかのぼって適用はできません。ただし6月の税改定時の免除申請（6月～3月分）は、6月に審査・決定を行うため、手続に不備がない場合は当月からの適用です。

区分	対象				
減額 (半額)	兄弟姉妹で2名以上の児童が同時に在籍している場合、最年長以外の児童				
免除 (全額)	<p>① 生活保護受給世帯</p> <p>② 市民税非課税世帯（4・5月分は平成31年度、6～3月分は令和2年度の課税状況が基準） ※以下の方は添付書類が必要です。写しでもかまいませんが、事前にご準備ください。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>4・5月分</td> <td>平成31年1月2日以降に周南市に転入された方 前住所地で3月以内に発行された平成31年度市町村民税課税証明書</td> </tr> <tr> <td>6～3月分</td> <td>令和2年1月2日以降に周南市に転入された方 前住所地で3月以内に発行された令和2年度市町村民税課税証明書</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 添付書類や未申告等の手続不足により税情報が確認できない場合、審査できません。手続を終えて、改めて様式⑧に、必要な場合は添付書類を添えて、再申請してください（税に関する手続は、課税の担当課にお問合せください）。</p> <p>● 随時申請や再申請は、原則として、審査の結果、非課税が確認できた翌月から免除となります。</p>	4・5月分	平成31年1月2日以降に周南市に転入された方 前住所地で3月以内に発行された平成31年度市町村民税課税証明書	6～3月分	令和2年1月2日以降に周南市に転入された方 前住所地で3月以内に発行された令和2年度市町村民税課税証明書
4・5月分	平成31年1月2日以降に周南市に転入された方 前住所地で3月以内に発行された平成31年度市町村民税課税証明書				
6～3月分	令和2年1月2日以降に周南市に転入された方 前住所地で3月以内に発行された令和2年度市町村民税課税証明書				

※上記以外の減免：災害で家屋が全半壊した・特別な事情で市民税が免除となった等の場合はご相談ください。

※兄弟の退会や世帯状況の変更等により減免でなくなる場合「減免解除届（様式⑩）」の提出が必要です。

8 通所方法

① 児童の安全のため、保護者による児童の送迎を基本とします。

送迎の時間は、職員と保護者の皆様が直にお話しできる貴重な場です。また、防犯や安全面からも、出入口まで送迎をお願いします。

② 保護者の都合により児童の送迎が困難な場合、児童クラブに相談の上、「通所方法申出書（様式⑪）」により送迎方法をクラブと共有してください。

- 保護者による送迎以外の通所方法について、児童クラブは一切の責任を負いかねます。保護者責任のもと、児童の安全確保をお願いします。
- 体調不良や、災害等により児童に危険が及ぶと判断した場合は、申出書を受けている場合であっても、保護者に連絡の上、送迎をお願いすることがあります。
- いずれの通所方法においても、必ず開所時間内に送迎してください。

申込の前にご確認ください

児童クラブは、国・県の運営指針に基づいて市の条例等を制定し、放課後児童支援員として資格を持つ職員を中心に、児童の安心・安全の確保と安定したクラブ運営に努めています。

各家庭におかれては、入会のしおり・本紙の確認及び面談等を通じて、クラブの運営方針をご理解いただき、きまりの遵守にご協力いただくこととお約束いただいた上で、お申込みください。

また、入会のしおりと本紙及び入会決定等の各種通知は、ご利用中は保管しておくようお願いします。

1 入会の取下・期間の変更・退会・クラブ間移動について

- 入会前に入会を止めるときは「児童クラブ入会取下（取消）届（様式⑩）」を提出してください。
▶ 決定前は取下、決定後は取消です（決定後は、入会決定通知を添付すること）。
- 入会期間中に期間の変更を希望するときは、「利用期間変更申請書（様式⑪）」で申請してください（クラブの状況により変更できない場合もあります）。
- 退会するときには、「退会届（様式⑬）」の提出が必要です（入会期間の満了のときは不要）。
▶ 月途中で退会するとき、事前に退会届が出ていれば保育料を日割しますが、退会届が遅れる場合、提出日まで在籍となりますので、その間の保育料はお支払いいただきます。
▶ 入会決定を受けたが必要がなくなった方は、わかり次第（夏休みについては、遅くとも6月末までに）、退会届または利用期間変更申請書を提出してください。早く分かれば、待機している方が入会できます。ご協力をお願いします。
- 市内転居等でクラブを移るときは、早めにご相談ください。

2 入会后、児童クラブと連絡が必要なこと

- ① 出欠や土曜日利用等に関するきまり、保護者との連絡手段、クラブからのお知らせの仕方等は、クラブにより異なる点があります。面談等を通じてご確認ください。
- ② 申込時から変更が生じるときは必ず事前に児童クラブにご連絡ください。各種手続きがあります。
 - 保育できない事由（勤務先、勤務時間、保育できない事由の変更等）
 - 家庭の状況（転出、死亡、結婚、離婚、出産などで世帯状況が変わる等）
 - 連絡先の変更（住所・電話番号・緊急連絡をする人などが変わる等）
 - 児童クラブの利用について（利用期間・通所方法などが変わる等）

※ 連絡は開所時間をお願いします（学校のある平日：13時頃～、土・長期休業：8時～ いずれも18時まで ※延長があれば19時まで）

※ 児童クラブの電話番号を、申込時に緊急連絡先としている全員にお伝えください。また、入会審査等について、次世代支援課から連絡することもあります。

3 入会をお断りまたは退会いただく場合

裏面の例のように、本人を含む入会児童の安全確保ができない、児童クラブの運営に支障を生じる、児童クラブ事業として対応が困難な場合は、入会をお断りまたは退会していただくことがあります。また、次回の入会をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

※やむを得ない事情がある場合、必ず児童クラブか次世代支援課に連絡・相談してください。

- (1) 以下のようなことが利用者から何度もあり、改善されない場合
 - (ア) 無断欠席
 - (イ) 時間外の送迎
 - (ウ) 申出のない方法での通所
 - (エ) 緊急連絡した際に誰にも連絡がつかない・迎えに来ない
 - (オ) 暴行や暴言・虚偽の発言等により他の児童や保護者、職員等の安全や信用が脅かされる
 - (カ) 保育時間中に無断外出する、その他、定められた過ごし方を守れず職員の指導にも従わない
- (2) 必要な手続きができていない・要件を満たさないとわかった場合
 - (ア) 申込書類等に虚偽の記載がある
 - (イ) 入会要件を満たさなくなったにも関わらず申し出をしない
 - (ウ) 入会申立書により決定を受けたが、入会后 1 か月以内に、正式な証明書類を提出しない
 - (エ) 入会申立書と正式な証明書類の内容が異なり、再審査の結果、要件を満たさないまたは優先順位が下がったことで入会制限にかかることと判明した
 - (オ) 保育料等、保護者負担金の滞納が続いている
- (3) 専門的な療育を要する、自立した集団生活が難しい、またはクラブでの生活が児童自身または他の児童の心身に負担を生じると認められる
- (4) その他、児童クラブ及び次世代支援課の連絡等に応じず、児童クラブの運営に支障が生じる

4 児童を緊急的に制止する場合の対応

児童の安全確保が必要なとき（駐車場や道路に飛び出す、けんかを引き分ける、ものを投げる、他者を殴る蹴る等の危害を加えようとする等）、緊急やむを得ず、腕をとる、抱きしめて押さえる等、身体に触れて制止を行うことがあります。そういった場合には、クラブから保護者に経緯と状況をご説明しております。

上記の事情について、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

【参考】児童クラブ以外の事業のご案内

- 周南市ファミリーサポートセンター
 - 有償ボランティアのマッチングを行います。短時間の預かりや送迎の対応例があります。事前に会員登録が必要です。
 - 問い合わせ先：0834-32-8191(築港町 13-15)